

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置主体名	大曲仙北広域市町村圏組合
施設名称	大曲仙北広域中央ごみ処理センター
設置場所	大仙市花館字大戸下川原2番10
施設の種別	全連続燃焼式（火格子式）
施設規模	154 t / 日（77 t / 24 h × 2 炉）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1. 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却設備）の維持管理計画

- (1) 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。
- (2) 燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合する。
- (3) 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で行い定量ずつ連続的に行う。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つ。
- (5) 焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却する。
- (6) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。
- (7) 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。
- (8) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- (9) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却する。
- (10) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- (11) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。
- (12) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却する。
- (13) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- (14) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/m³N以下となるようにごみを焼却する。
- (15) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録する。
- (16) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
- (17) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する。
- (18) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にする。
- (19) 熔融に伴い生ずる排ガスは、排ガス処理設備等で生活環境の保全上の支障が生じないようにする。
- (20) ばいじんのセメント固化及び薬剤処理を行う場合は、ばいじん、セメント、薬剤及び水を均一に混合する。
- (21) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。
- (22) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値及び測定頻度

①ばいじん量	0.02 g / m ³ N以下	4回/年以上	②硫黄酸化物	30ppm以下（O ₂ =12%換算出口濃度）	連続測定
③塩化水素	50ppm以下（O ₂ =12%換算出口濃度）	連続測定	④窒素酸化物	100ppm以下（O ₂ =12%換算出口濃度）	連続測定
⑤一酸化炭素	30ppm以下（O ₂ =12%換算出口濃度）	連続測定	⑥酸素濃度	6%以上	連続測定
⑦ダイオキシン類濃度	0.041ng-TEQ/m ³ N	1回/年以上			
- ⑧ごみピット汚水は蒸発酸化処理、生活排水及びプラント系排水は処理後再利用。